

## がん診療連携拠点病院等の推薦について

### 1 根拠法令

#### がん対策基本法第16条

(医療機関の整備等)

**第十六条** 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

※「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針（以下「整備指針」という。）」において、指定要件を規定

### 2 がん診療連携拠点病院等の分類

#### 【国指定病院】

国が定める指定要件を踏まえ、県が推薦したものについて、国が適当と認め、指定した病院。

(1) がん診療連携拠点病院

専門的ながん医療の提供、患者への相談支援等の役割を担う病院。

① 県拠点病院

がん診療連携拠点病院のうち、各都道府県で中心的な役割を果たす病院。原則、都道府県に1力所。

② 地域拠点病院

がん診療連携拠点病院のうち、各地域で中心的な役割を果たす病院。原則、がん医療圏に1力所。

なお、現在「高度型（がん医療圏で最も診療実績が高く、緩和ケアセンター等を整備した病院を指定）」である3力所の病院は、今回の整備指針改正により地域拠点病院として指定申請。)

(2) 地域がん診療病院

がん診療連携拠点病院のないがん医療圏において、隣接するがん医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提に指定される病院。がん医療圏に1力所。

(3) 特定領域がん診療連携拠点病院（以下「特定領域病院」という。）

特定のがん種について、最も多くの診療実績を有し、「地域拠点病院」の指定要件を満たす病院。

#### 【県指定病院】

県が独自に指定する病院。なお、本県では「地域拠点病院」の指定要件を満たす病院。

### 3 今回の整備（令和4年度～）について

(1) 前提

原則として、令和4年8月1日に示された「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」に基づく指定要件を満たしていること。満たせていない項目がある場合には、厚生労働省における指定の検討会までに指定要件を満たせば、その内容を踏まえて検討会で指定の可否が判断される。

(2) 指針の主な内容（◎は今回改正により内容が改められたもの、●は追加されたもの）

① 地域拠点病院の指定要件

1) 都道府県協議会における役割

◎・都道府県協議会（福岡県がん診療連携協議会）の運営への主体的な参画

2) 診療体制

ア 診療従事者

・手術療法・放射線診断・薬物療法・精神症状の緩和等に携わる常勤医師の配置

・専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

・緩和ケアチームへの専門的知識及び技能を有する医師・看護師の配置

イ 診療機能・環境整備

- ②・集学的治療（手術・放射線医療・薬物療法）を実施すべき対象がん種の拡充
  - ・緩和ケア提供体制の整備
  - ・当該がん医療圏内の医療機関等との連携体制の整備、情報提供
- 新・県や地域の患者会との連携によるピア・サポートの質の向上支援
- 新・妊孕性温存療法・生殖補助医療における情報提供・意思決定支援体制の整備
- 新・高齢がん患者への意思決定支援等の体制整備
  - ・小児がん患者・AYA世代のがん患者への支援・相談体制の整備
- 新・がん患者のアピアランスケア、自殺リスクに対する相談体制・支援体制の整備

3) 診療実績（ア又はイのいずれかを概ね満たすこと（※）

※同一がん医療圏内に複数の地域拠点病院がある場合、アの全てを満たすこと

ア 件数

- ・院内がん登録数 (年間500件以上)
- ・悪性腫瘍の手術件数 (年間400件以上)
- ・薬物療法延べ患者数 (年間1,000人以上)
- ・放射線療法延べ患者数 (年間200人以上)
- ・緩和ケアチームの新規介入患者数 (年間50人以上)

イ 割合

- ・当該がん医療圏居住のがん患者の診療実績 (2割程度)

4) 人材育成等

- ・自施設における診療体制整備等に必要な人材の確保及び育成への積極的な取組み
- ・「がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会」の開催
- ・自施設及び当該がん医療圏内の診療従事者を対象とした研修機会の確保

5) 相談支援及び情報の収集提供

- ・がん相談支援センターの設置及び相談支援・対応体制の整備
- ・相談支援に携わる者的人材確保、質の向上への取り組み
- ・がん相談支援センターの周知
- ・院内がん登録実務者（国立がん研究センター研修中級認定者）の配置
- ・がん診療に関する情報等の広報・情報提供

6) 医療の質の改善の取組及び安全管理

- ・日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価の受審

4 現在の指定状況（令和4年度）<別紙>

(1) 「県拠点病院」2カ所、「地域拠点病院」20カ所（うち、高度型3カ所）

(2) 「地域がん診療病院」2カ所

(3) 「特定領域病院」は、該当病院なし

(4) 「県指定病院」は、該当病院なし

5 今回の国への推薦<別紙>

現在、指定を受けている24病院を「指定更新」として推薦（「高度型」が無くなる以外は変更なし）。

6 今後のスケジュール

令和4年10月28日	福岡県がん対策推進協議会
令和4年10月31日	国への推薦書提出
令和4年12月頃	国による指定の検討会
令和5年4月1日	がん診療連携拠点病院等の指定

## 今回の国への推薦後(令和5年度~)

本県におけるがん診療連携拠点病院等について

## 現在の指定状況(令和4年度)

		現在の指定状況(令和4年度)		今回への推薦後(令和5年度~)	
		県拠点病院		県拠点病院	
全域	九州がんセンター 九州大学病院		九州がんセンター 九州大学病院		
計		2カ所		2カ所	2カ所
プロック	二次医療圏	地域拠点病院 高度型	地域がん診療病院	特定領域病院	地域がん診療病院
福岡 人口263万人	福岡 糸島	九州医療センター 福岡大学病院 福济生会福岡総合病院 浜の町病院 九州中央病院 原三信病院 福岡赤十字病院 福岡和白病院		九州医療センター 福岡大学病院 福济生会福岡総合病院 浜の町病院 九州中央病院 原三信病院 福岡赤十字病院 福岡和白病院	九州医療センター 福岡大学病院 福济生会福岡総合病院 浜の町病院 九州中央病院 原三信病院 福岡赤十字病院 福岡和白病院
柏屋 宗像 筑紫		福岡東医療センター		福岡東医療センター	
筑後 人口86万人	朝倉 久留米 八女筑後 有明	9カ所(30万人/病院)	福岡大学筑紫病院 <連携: 福岡大学病院>	9カ所(30万人/病院)	福岡大学筑紫病院 <連携: 福岡大学病院>
筑豊 人口39万人	飯塚 直方鞍手 田川	9カ所(30万人/病院)	朝倉医師会病院 <連携: 久留米大学病院>	9カ所(30万人/病院)	朝倉医師会病院 <連携: 久留米大学病院>
北九州 人口124万人	北九州 京築	2カ所(20万人/病院)	久留米大学病院 聖マリア病院 公立八女総合病院 大牟田市立病院 4カ所(20万人/病院) 飯塚病院	久留米大学病院 聖マリア病院 公立八女総合病院 大牟田市立病院 4カ所(20万人/病院) 飯塚病院	久留米大学病院 聖マリア病院 公立八女総合病院 大牟田市立病院 4カ所(20万人/病院) 飯塚病院
			社会保険田川病院	社会保険田川病院	社会保険田川病院
			2カ所(20万人/病院)	2カ所(20万人/病院)	2カ所(20万人/病院)
			北九州市立医療センター 産業医科大学病院 JCHO九州病院 戸畠井立病院 九州労災病院	北九州市立医療センター 産業医科大学病院 JCHO九州病院 戸畠井立病院 九州労災病院	北九州市立医療センター 産業医科大学病院 JCHO九州病院 戸畠井立病院 九州労災病院
			5カ所(25万人/病院)	0カ所	5カ所(25万人/病院)
	合計	20カ所	2カ所	0カ所	2カ所